

電気通信事業法の一部改正について

平成26年9月30日

総合通信基盤局
電気通信技術システム課

- 今日の電気通信ネットワークは、携帯電話を中心とする多様なサービスの提供により設備の構成が複雑化¹し、また、スマートフォンの普及等により、通信量が急増²。
 - 1 携帯では、音声網とデータ網が並存。更に、データ網では、通信速度(高速:3 G、超高速:3.9 G)や端末を機能させる基本ソフト(アンドロイドOS、iOS)ごとに設備が並存。
 - 2 移動通信の通信量は、1年間で約1.7倍、3年間で約7.7倍増加。
- このため、電気通信サービスの重大事故(2時間以上かつ3万人以上の事故)は、平成20年度以降、毎年15件程度以上発生し、10年前(平成15年度、7件)に比べて、倍以上の件数で推移するとともに、規模が拡大³。
 - 3 H24年度は、重大事故が17件発生。
H23年度は、約半数の事故が100万人以上に影響。H24年度は、半数超の事故が半日以上継続、移動通信・ネット関連の事故が増加(ともに41%)。
- これまでの電気通信設備の技術基準等は、電気通信事業法の制定時(昭和59年)に、固定電話の事故対策を中心に規定。今日の電気通信ネットワークでは、携帯電話やインターネットを利用したサービスなど多様なサービスが提供され、法制定時とは状況が大きく変化。このため、安心・安全な社会を実現するための仕組み(セーフティネット)を整備することを目的として、事故防止に係る諸規定の改正・追加を行ったもの。
- 具体的には、今回の改正は、事業者の自主的な取組による事故防止を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備する観点から、事故防止に係る措置の 内容の充実(管理規程の実効性確保等)や 対象の見直し(通信回線を持たない事業者のうち、大規模な利用者に有料サービスを提供する者)を行ったもの。
- 改正電気通信事業法は、平成26年6月11日に公布され、来春施行予定。

【参考】電気通信事故の背景

ネットワークを取り巻く環境変化により、設備管理は複雑化

ネットワークが複雑化・高度化

→サービスの多様化は、設備追加により実現されるため、ネットワークの複雑化・高度化(設備管理の専門化・細分化)を招来。
(携帯網:3G用/3.9G用,iOS用/Android用)

人為ミス(誤入力・誤設定等)による事故
(24年度:約44%)

「通信量」や「制御信号」が急増

→スマートフォンの普及や3.9Gサービスの開始等により、通信量や制御信号が急増。
(移動通信トラフィック(H25.6):1年間で約1.7倍)

設備の容量不足による事故
(24年度:約26%)

「ソフトウェアのBlackBox化」の進展

→ソフトウェアによる設備管理が拡大。ソフトウェア開発の外部委託が進む中、事業者自身では詳細が把握しにくくなる「ソフトウェアのBlack Box化」が進展。

ソフトウェアバグによる事故
(24年度:約22%)

以下「事故」は、基本的に重大事故(継続時間数「2時間以上」かつ影響利用者数「3万人以上」の事故)のこと。

設備の大容量化
↓
事故発生時の影響者数大

複合的

に作用

設備のマルチベンダー化
↓
事故対応の複雑化(長時間化)

重大事故は、件数が高止まりする中で、大規模化・長時間化・多様化が進展

事故の件数は10年前の2倍以上で推移

→24年度は、17件発生。最近5年間(20年度以降)は、毎年15件以上発生。
→10年前(15年度)の年間件数は、7件であり、倍以上に増加。

事故は大規模化・長時間化

→23年度は、約半数の事故が100万人以上に影響するなど、大規模化。
→24年度は、半数超の事故が半日以上継続するなど、長時間化。

移動通信・ネット関連の割合増加

→24年度は、3年前(21年度)と比較すると、ネット関連(ISP・メール等)増加、固定通信減少。

固定通信	44%	→	18%
移動通信	33%	→	41%
ネット関連	22%	→	41%

通信は、重要な社会インフラ。事故を取り巻く環境変化を踏まえ、その安定的提供を確保するための取組が不可欠

1. 「管理規程」の実効性確保

- 事業者ごとに事故防止の取組を作成・届出させる「管理規程」(自主基準)の記載事項として、全社的・横断的な「設備管理の方針・体制・方法」等を規定。これにより、設備管理が専門化・細分化し、設備管理の縦割り化が進む中で多発する「設備全体の不整合(関連設備間の設定値の誤設定等)に起因する事故」を防止。
- 「管理規程」の変更命令や遵守命令を追加。これにより、事業者が「管理規程」を適切に見直さない場合等の是正措置を確保。

2. 経営レベルの「電気通信設備統括管理者」の導入

- 設備管理の専門化・細分化や外部委託等が進む中で、社内の部門間や社外を含めた全体調整、事故防止の方針・体制・方法等への経営陣の主体的関与の強化を図るため、経営レベルの責任者として、「電気通信設備統括管理者」の選任を義務付け。

3. 「電気通信主任技術者」による監督の実効性確保(現場の監督機能の強化)

- 現場の設備管理の監督責任者である「電気通信主任技術者」について、その具体的な職務内容を総務省令で定め、権限を明確化。(現行法上、その職務は、設備の「工事・維持・運用」の監督とのみ規定され、具体的に担うべき職務が不明確)
- 電気通信事業者に対し、選任した電気通信主任技術者が、ネットワーク関連技術の変化の中、監督に必要な専門知識を維持・向上できるよう、登録講習機関が行う設備の「工事・維持・運用」の監督に関する講習を受講させることを義務付け。

4. 回線非設置事業者 への対応

- 回線非設置事業者のうち、国民生活に重要な役割を果たすサービス(有料かつ大規模なサービス)を提供する者には、回線設置事業者と同様の事故防止の規律(技術基準、管理規程、電気通信設備統括管理者、電気通信主任技術者)を課すことにより、利用者保護を実現。

自らは通信回線を保有せず、通信回線を有している事業者(回線設置事業者、NTT東西等)から通信回線を借りてサービス提供する事業者、ネット関連事業者等。 3

【参考】電気通信事業法における事故防止の規律の概要

➤ 橙色は、今回の法改正で新たに追加する措置
➤ 黄色は、従来から設けられている措置

	技術基準 (強制基準) (設備の設置関係)	管理規程 (自主基準) (設備の運用関係)	電気通信設備統括管理者 (経営レベルの責任者)	電気通信主任技術者 (現場レベルの監督者)	事故報告義務
回線設置事業者 (1) (約450社)	電気通信設備の技術基準 ○ 停電対策 ○ 異常輻輳対策 ○ 災害対策 等 技術基準適合命令	「管理規程」の作成・届出義務 ↓ 記載事項の充実 (全社・横断的方針等) 変更命令・遵守命令	電気通信設備統括管理者の選任義務 意見尊重義務 解任命令	電気通信主任技術者の選任義務 ↓ 職務内容の明確化 講習義務 助言尊重義務等	重大事故の報告義務 ○ 30日以内に、事故の概要・原因、再発防止策等を詳細に報告
回線非設置事業者 (有料かつ大規模) (数社を想定)	電気通信設備の技術基準 ○ 同上	「管理規程」の作成・届出義務 ○ 同上	電気通信設備統括管理者の選任義務 ○ 同上	電気通信主任技術者の選任義務 ○ 同上	重大事故の報告義務 ○ 同上
回線非設置事業者 (小規模等) (約16000社)	なし	なし	なし	なし	重大事故の報告義務 ○ 同上

1 基礎的電気通信役務を提供する回線非設置事業者 (現在0社) を含む。

2 回線設置事業者等の社数は、平成26年1月現在。

【参考】電気通信事故の防止対策の全体像

事故防止に必要なサイクル

事故発生時

短期収束・拡大防止
適時・適切な情報提供
(事故発生事業者)

事故収束後

事故原因・再発防止策等
の分析・検討・報告
(事故発生事業者)

事故報告後

再発防止策等
の検証・活用
(国・事業者)

平時

事故の事前防止のための
安全・信頼性対策
(全事業者)

- 経営レベルの「電気通信設備統括管理者」の導入 [法律改正]
- 現場レベルの「電気通信主任技術者」の職務内容の明確化・講習制度の導入 [法律改正]

- サービスの多様化に応じた「事故報告制度」の見直し [省令改正]
(サービス一律からサービス区分別に)

- 事故報告内容の「第三者検証の仕組み」の導入 [審議会等]
- 事業者の自主的な取組が機能しない場合の「管理規程」の変更命令・遵守命令 [法律改正]

- 全社的・横断的な「管理規程」の記載事項を規定 [法律改正]

- 回線非設置事業者(有料・大規模)に回線設置事業者と同一の規律の適用 [法律改正]

(技術基準、管理規程、統括管理者、主任技術者)

1. 選任義務等

- 設備管理の専門化・細分化や外部委託等が進む中で、社内・社外を含めた全体調整、事故防止の方針・体制・方法等への経営陣の主体的関与を強化するため、経営レベルの責任者として、「電気通信設備統括管理者」の選任を義務付け。

電気通信設備統括管理者： (選任義務違反は、200万円以下の罰金)

[要件] 「事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位(執行役員以上を想定)」かつ「設備管理に関する一定の実務経験」。資格不要

[職務] 設備管理の方針・体制・方法に関する事項の統括管理

- 電気通信事業者に対し、電気通信設備統括管理者の意見尊重を義務付け。これにより、職務遂行上の地位を強化。

意見尊重義務の担保方法： 管理規程に、設備管理の体制として、「電気通信事業者は、電気通信設備統括管理者の意見を尊重する」旨を記載させ、遵守していない場合は遵守命令を発動することにより、意見尊重義務を担保

2. 解任命令

- 電気通信設備統括管理者の事故防止に果たす重要性に鑑み、その職務を怠ることによって事故防止が適切に図られていないと認める場合は、総務大臣が、解任を命じることができるようにする。

解任命令：

[手続] 電気通信紛争処理委員会の諮問・答申。行政手続法に基づく聴聞

[他例] 運輸関係では、平成17年に、JR西日本福知山線事故等をはじめとして、鉄道、自動車、海運、航空等で人為ミスが原因と考えられる事故が多発。国交省では、平成18年に、運輸関係の法律を改正し、

- ・ 事業者ごとに、安全確保の取組の作成・届出を義務付ける「安全管理規程」(管理規程類似)の導入
- ・ 経営レベルの安全管理責任者である「安全統括管理者」の導入等を実施

当該制度に基づき、国交省は、平成26年2月、JR北海道に対し、安全統括管理者の解任命令